

和歌山県手話言語条例（仮称）案に対する県民意見募集

ご意見とお返事（項目別）

※意見は計27通・78件。重複意見はまとめて記載

<全体について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
ろう者だけでなく盲ろう者にも配慮し、指文字も含めるべき	手話に対する理解が広まっていないことから、この条例の素案を作成しましたが、指文字や要約筆記等他の意思疎通手段の重要性も認識しています。 手話を使わない聴覚障害者の意思疎通支援も重要ですので、こうした取組についても推進していきます。
「手話言語」だけではなく「要約筆記」も入れ、「難聴者、高齢者」も対象とした「手話言語・コミュニケーション条例」に	
手話等（要約筆記含む）に	
条例に聞こえない人達のこと（存在や考え方・コミュニティー手段・配慮など）について触れた条文を付け加えたり、手話通訳だけではなく、パソコン入力による文字表示や要約筆記などのコミュニケーション手段があること、また、これらの情報保障も選択出来るといった内容を含めた条例に	
文末が「努めるものとする」となっている条文を、「整備する」、「促進する」、「協力する」など言い切った表現に	ご意見の趣旨に沿って、一部について「推進するものとする」などに変更します。 （3条、11条で対応）
条文案の後尾に「努めるものとする」との言葉が多く使われている感があるので、一つの条項でも「～するものとする」に	

<前文について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>「ろう者の「いのち」である。一」の次に「ろう者が手話等で十分な情報保障がされ、」の追記を</p>	<p>ろう者を含め障害のある方への情報保障は重要であり、また、ろう者を取り巻く課題は多々ありますが、規定の中に課題に対する施策等の記載がされていることから、前文についてはこのままとさせていただきます。</p>
<p>現時点での課題や手話の必要性等について具体的な記載を 例えば、三重県の条例の前文では、手話通訳者の身分保障や災害時の情報発信が課題として挙げられており、これらは和歌山県でも同様</p>	
<p>三重県の条例では災害時の情報保障について具体的に記されている。また、それを担う手話通訳者の身分保障等についても明記されており、大変重要。ご一考を</p>	
<p>「特に、聴覚障害のある乳幼児が言語として手話を自然に獲得できる環境を支える仕組みや制度は存在していないのが現状である。」を歴史背景の後、一手話は(中文省略)ろう者の「いのち」である。一の間に追記を</p>	

<第2条 基本理念について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>「知的で」という言葉を入れることにより知的障害者が良くないみたいに感じられる。別に知的でなくてもいいのではな いか?</p>	<p>知的障害者が良くないという意図は全くありません。 この表現は、他県の手話言語条例を参考にしたもので、「文字・活字文化振興法」(平成17年法律第91号)第1条においても「知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与する」との表現があります。</p>
<p>第2項を「ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。」など、みどり市手話言語条例を参考に変更を</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、「ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、」を追記します。</p>

<第3条 県の責務について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>「努める」を「推進する」に変更を 「県民の理解の促進に努めるものとする」を「県民の理解を深めるものとする」に変更を</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、第1項の「に努めるものとする」を「を推進するものとする」に変更します。</p>
<p>条例全体に「努めるものとする」という文言が多くみられるのが少々残念。「県の責務」については努力にとどめず、積極的な姿勢を</p>	<p>また、第2項の「県民の理解の促進に努めるものとする」を「県民の理解を深めるため、必要な措置を講ずるものとする」に変更します。</p>
<p>条文に「基本理念にのっとり」と明記した上に、第3条の両方とも後尾に「～努めるものとする」となっている。前文に「手話は言語であり、ろう者の「いのち」である。(中文省略) 尊重しあう共生社会を実現するため、この条例を制定する。」と明記しており、第3条の条文には、後尾に「～するものとする」との位置づけを</p>	
<p>「合理的な配慮を行い」とは、義務でありながら後尾では「努める」となっているので、矛盾なのでは 「県の責務」は他府県では比較的に「努める」ではなく推進するという姿勢であり、「県の責務」は努めるのではなく、「推進する」「講ずる」といった文章に修正を。県として「努力」ではなく本気で「推進する」という姿勢が必要</p>	
<p>第3項として、次の1項の追加を 3 県は、手話を使用することができる職員を増やすよう努めなければならない</p>	<p>第9条の手話を学習する機会の確保や第11条の手話通訳者等の確保、養成等における規定により、職員にも学習機会を設けるなど対応できるものと考えていますが、ご意見は、県の関係部局にお伝えするとともに、議会としても今後の検討課題として参考にさせていただきます。</p>

＜第7条 計画の策定及び推進について（第2項 意見聴取先）＞

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>計画の策定及び推進についての協議会を和歌山県障害者施策推進協議会とは別に組織を</p> <p>計画の策定及び推進についての意見を和歌山県障害者施策推進協議会に求めることになっているが、手話や手話通訳についての専門知識や経験を持った委員がほとんどいないため、聴覚障害者、手話通訳士、手話通訳団体の代表者、手話サークルの代表者、盲ろう者団体の代表者、特別支援学校の聴覚を専門とする教員、手話言語学者等による協議会を別に組織すべき</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「和歌山県障害者施策推進協議会」は「和歌山県障害者施策推進審議会」の誤りでした。お詫びし、訂正します。</p> </div> <p>障害者計画の策定に当たった意見聴取は、障害者基本法や他の条例で定められていますので、第2項の規定は削ります。</p>
<p>和歌山県障害者施策推進協議会の審議委員には当事者が身体障害者連盟副会長としての和歌山県聴覚障害者協会の会長1名のみであり、「和歌山県障害者施策推進協議会」改め「手話施策推進協議会」に</p> <p>手話に関する話し合いの場を設ける必要がある。（例・・・手話施策推進協議会）</p> <p>聞こえないための考え方と聞こえる人の考え方がどうしても違うので、お互いに疎通、解決出来るように、1年間に最低1回は開いた方がいい</p>	<p>いただいたご意見は、施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えするとともに、議会としても今後の検討課題として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、第3項に関して、施策の実施状況の議会への報告については、事業規模等を勘案して現時点では不要と考え、また、県民への公表については規定せず、県の関係部局に対して、業務の中で必要に応じ実施するよう申し伝えることとします。</p>
<p>計画の策定において和歌山県障害者施策推進協議会の意見を聴くことは必要と思うが、条例の施行後の施策の推進や進捗等についての確認は、聴覚障害の当事者を含めた手話関係団体の意見を聴く必要がある。推進協議会メンバーは手話をご存じない方が多いように思う。</p>	
<p>第2項を次のように変更を</p> <p>県は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ和歌山県通訳問題研究会・和歌山県通訳士協会・ろう学校職員、教員・PTA の意見を聴かなければならない。</p>	

<p>鳥取県と同じ手話施策推進協議会がいい</p>	
<p>和歌山県障害者施策推進協議会の過去の委員の肩書きを見る限りでは、手話に関わってる方々は皆無に等しいと思う。手話言語条例に関する協議会は、聴覚障害者協会、手話関係団体、ろう学校などの手話に関わりが深い団体を中心とした団体に委ねるように</p>	
<p>和歌山県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならないとあるが、メンバーには、ろう者、手話、手話通訳者についての専門知識や経験を持った方がほとんどいない。上記の協議会とは別に手話関係者で組織する協議会又は部会を設け、明記を</p>	
<p>手話は「言語」の位置付けとしての条例であり、鳥取県や沖縄県のような「手話施策推進協議会」への変更を この変更が難しい場合は、奈良県などのように、協議会に手話に関する施策推進部会の設置を 設けた部会には、当事者（ろう者、手話関係者）、学校機関や緊急機関（警察、消防、災害等）職員も委員に なお、協議会や部会は、取組の進捗や課題等の共有を図ることが持続的な発展に結びつくものとするので、策定や変更のみ開催するのではなく、年に1回以上開催することが望ましい。 和歌山県障害者施策推進協議会（現在：審議会？）は障害者福祉分野の中の手話に関する施策としての見方にとらえているのではと極めて残念です。 ・ 審議会条例の内容では手話に関して深く審議する場ではない。 ・ 審議会委員も手話に関する有識者もないので、深い審議も難しい。（有識者は聴覚障害者協会会長のみ） よって、手話に関する専門的な施策の策定や推進をする協議としての場には不適切と言えます。</p>	

<第8条 手話を習得する機会の確保等について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>この項目を入れられたことに感銘 さらに、2項として条文の追記を 「聴覚に障害がある乳幼児が子ども集団 において、遊びを通して、第一言語である 手話を自然に獲得出来る機会の確保を 講じる。」 聴覚に障害がある乳幼児が聞こえる乳幼 児と同じように、子ども集団の中で自然 と言葉を獲得する環境が必要。聴覚に障 害がある乳幼児の手話獲得環境の制度や 取組も取り入れるべきで、聴覚に障害が ある乳幼児が集まり、手話で話す環境下 で育ち合える施設の開設は必須 また、一般の保育所に入所している聴覚 に障害がある乳幼児も保育士が手話で対 応することで、毎日の生活の中で自然と 手話が獲得できる。 獲得した言語として手話がベースにある ことで、日本語の獲得もスムーズにでき、 学校に進んでも、手話で論理的思考や、 日本語の文法の理解、多様なコミュニケ ーションが可能になると考える。</p>	<p>子どもの集団行動・集団活動における成 育や手話を含む言語の習得は重要ですが、 この規定により施策・事業の中で検討 できると考えていますので、県の関係 部局にお伝えするとともに、議会として も今後の検討課題として参考にさせてい たきます。</p>
<p>この条文に対しては賛成 以下2項として次の条文の追記を 「ろう児集団の保障及びろう児同士のコ ミュニティ環境の場の確保に努めるもの とする。」 大人と子どもとのコミュニケーションも 大事ですが、アイデンティティを持つた めには別の要素が必要 学校以外で、ろう児集団の中で自然に手 話の習得やコミュニケーション力を図る ことで、自分のアイデンティティが育ち、 人の痛みや考える力の向上が図られると 考える。 なお、ろう児同士の集団が減少している 中、学校外で集まる大勢のろう児集団が 重要であり、そのような場の提供をお願い する。</p>	

<第9条 手話を学習する機会の確保等について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>手話言語条例が施行されることにより、今後、県民が手話を学ぶ場として「手話サークル」の役割は不可欠となる。</p> <p>また、県が行っている「あいサポート運動」も県民にはまだまだ周知されていないのが現状であるため、次のように変更を</p> <p>「県は、市町村その他の関係団体、ろう者及び手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。」</p>	<p>手話サークルの役割の重要性は認識していますが、手話を学習する機会に含まれるものとしてご理解願います。</p> <p>また、あいサポート運動は、すべての障害のある方への配慮に関する運動であり、手話言語に関する条例への追記は困難です。</p>

<第 10 条 手話を用いた情報発信等について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>情報発信は、「災害その他の非常の事態の場合」に限定せず、広く行ってほしい。 次の 2 項の追加を</p> <p>2 県は、県が主催する講演会等に手話通訳者及び要約筆記者を配置するよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣並びに聴覚障害者からの相談に応じる拠点の支援を行うことにより、聴覚障害者が手話等を使用し、及び手話等による情報を取得できる環境を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、次の条文を追加します。</p> <p>「県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。」</p>
<p>災害その他非常の事態の情報保障は本当に大切だが、それに加えて平時の県政についての情報発信についても言及を障害者基本法の改正で手話は言語であると明記されたが、情報のバリアフリー化の面では音声言語に比べて遅れている。テレビ和歌山「きのくに 21」への手話通訳挿入、県行政報告会の手話通訳・要約筆記者の配置等、県としての取組みはすでになされており、条文に明記することでその取組がより推進されればと思う。</p>	
<p>災害時の対応についての情報発信は「努めるものとする」ではなく「講ずるものとする」とし、県の責務を明らかに</p> <p>災害などの非常事態でろう者の経験談によると、「情報が入ってこない」との声が多く聞かれる。ろう者にとっては、様々な情報を耳ではなく、目から取得しているため、「手話を用いた情報発信」は必須不可欠であって、後尾に「努めるもの」ではなく、「するものとする」に</p>	<p>この規定では、「手話による」情報の取得としています。災害時には手話のみでの情報の取得・発信は非常に困難とされますが、そのような中でも、できるだけ手話による情報発信等を行うようにするとの意味で、「努める」という表現になっています。</p>
<p>「災害その他の非常の事態」は、命にかかわることなので「努める」のではなく「行う」または「推進する」に変更を災害や非常等の情報が遅れた場合、ろう者の死亡、また孤立しやすい。情報提供</p>	

<p>はもちろんのこと、非常の事態の時は落ち着かず意思疎通も難しくなり、また筆談も正しく理解を得られないろう者も多数いる。いざとなった時、ろう者が頼りになるのは「手話」である。「手話はいのち」であるので「行う」または「推進する」に変更をお願いする。</p>	
<p>災害その他の非常の事態の場合 自治会会長又は役員と連携しながら情報を取得しなければいけない。 手話通訳者設置。ろう者が安心して生活できる環境設備も必要</p>	
<p>災害はろう者も怖いです。手話がないともっと怖いです。 努めるは弱いと感じる。きちんと実行してほしいので実行するがいいです。</p>	

<第 11 条 手話通訳者等の確保、養成等について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>手話通訳者等の確保、養成、技術の向上に加えて、身分保障についての条文を追加。手話通訳者等の確保のためには、身分保障、待遇改善が不可欠</p>	<p>働き方改革等も進む中、手話通訳者の待遇改善等は重要ですので、施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えするとともに、議会としても今後の検討課題として参考にさせていただきます。</p>
<p>手話通訳者等の確保、養成、技術の向上に加えて、健康管理についての条文を追加。頸肩腕障害特殊検診は、県主導で行っていただくべきもの</p>	
<p>手話通訳者の養成等は、地域生活支援事業の一つの事業（意思疎通支援事業）にあり、必須となっています。既に和歌山県聴覚障害者情報センターが担っているので、「努める」ではなく「行う」または「推進する」に</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、「向上を図るよう努めるものとする」を「向上を図るものとする」に変更します。</p>

<第 12 条 学校における手話の普及について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>次の条文の追加 県及びろう児が通学する学校の設置者は、ろう教員および手話に精通した教員の確保に努めるものとする。</p>	<p>県の責務や市町村との連携など他の条文の関係規定により対応できるものと考えています。 ご意見は、県の関係部局にお伝えするとともに、議会としても今後の検討課題として参考にさせていただきます。</p>
<p>次の条文の追加 県は、聴覚障害者が在学する学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)による次に掲げる教育活動において手話を習得することのできる機会の確保を図るため、学校に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。 (1) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)に規定する総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動 (2) 部活動その他の教育課程でない教育活動</p>	
<p>ろう学校では、手話を、教員も義務化を ろう学校では手話学習会を行ったり、教職員が手話検定を受けたりするなど、積極的な取組を これから入ってくる生徒に「手話」の重要性を伝えられるように</p>	<p>いただいたご意見は、施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えするとともに、議会としても今後の検討課題として参考にさせていただきます。</p>
<p>ろう学校の教職員の知識や技術の向上のため、全国手話研修センター主催の研修会(ろう学校教職員向けの研修会等)や聴覚障害者協会の事業への参加の働きかけを 手話検定も積極的に受けるよう受験料を支援するなど予算化を 「学生手話劇」のような大会を毎年開催することにより、練習を通して手話を学べる場が広がるのでは</p>	

<第 13 条 事業者への支援について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>民間事業者に「障害者差別解消法」等の周知が浸透していない。民間企業の障害者施策への補助金制度も必要</p>	<p>いただいたご意見は、施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えするとともに、議会としても今後の検討課題として参考にさせていただきます。</p>
<p>第 13 条を次のように変更(三重県の条例に同じ) 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用および情報保障に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、第 13 条を次のように変更します。 第 13 条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供し、又はろう者を雇用するために行う手話を使用しやすい環境の整備及びそのための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>
<p>第 13 条を次のようにわかりやすく具体的な内容に変更を(千葉県の条例参考) 県はろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境整備のために事業者が行う取組に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>併せて、関連する第 5 条の文言の順番を入れ替え、次のようにします。 第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対してサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。</p>
<p>第 3 項として次のような追記を 県は、ろう者が手話を利用しやすいサービスを提供するためにフロント・受付・窓口・案内所・銀行員・駅員が行う取組に対して必要な支援を行うよう努めるものとする</p>	<p>なお、事業者への支援については、事業者が講座等を開催する場合の技術的な助言など、事業者が行う様々な取組に対して必要な支援を行うよう努めるとしていただきます。</p>
<p>第 2 項が、第 5 条「事業所の役割」の内容に似て、まとめすぎではないか。 県として何を支援するのかイメージできないので、具体的で伝わりやすい文章に文章の意味が少々つかみづらい。事業者が手話を習得するために県に対して申し出があった場合、講座等を開いたりする、という解釈でよいか？</p>	

<第 14 条 財政上の措置について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
取組を推進するにあたり財政措置は必要なので、この条文が削除されることのないように	ご意見のとおり削除しないようにします。

<附則について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
県での制定は 31 年度からとのこと。来年度(30 年度)を目処が最善	議決後速やかに公布・施行することを予定しています。 31 年度施行予定の対象は、第 7 条第 3 項の実施状況の県議会への報告・県民への公表の規定ですが、この規定は削除するため、附則のこの部分も削除します。

<その他 条例の見直し>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
条例そのものの内容の検証や見直しについての条文が必要では	明記しませんが、常に検証し、必要に応じて改正することとします。

<その他 調査研究>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
手話に関する調査研究の規定として「県は、ろう者、手話通訳者等が手話発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする」と鳥取県、奈良県等で明記されている。 和歌山でもそのように明記を	新語などに対応した新しい手話の普及等の必要性も認識していますが、取組の中で実施できるものと考えています。 いただいたご意見は、施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えするとともに、議会としても今後の検討課題として参考にさせていただきます。

＜その他 事業関係＞

その他次のような事業に関する意見がありました。

いただいたご意見は、施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えするとともに、議会としても今後の参考にさせていただきます。

- ・市町村直轄の保健所と学校機関に対して、手話に関するそのものの理解と習得する場を広げるための具体的な施策を
(上記の意見について、学校機関に関しては、第12条に規定しています。また、保健所については、市町村直轄の保健所は和歌山市のみで、県の保健所(振興局健康福祉部)のほとんどに手話通訳者を設置し、手話通訳業務等を行っています。)
- ・和歌山県と市町村の「手話普及推進及び意思疎通支援事業担当者共有協議会」の設置を
- ・和歌山県聴覚障害者情報センターの指定管理者を一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会にするようにとの要望など指定管理に関するもの
- ・「手話パフォーマンス甲子園」への県内の学校からの参加取組を
- ・イベントによる子供から大人、年齢を問わない手話を通じた交流の推進、地域の活性化
- ・手話の普及啓発や学習機会の提供として地元テレビ局での番組制作
- ・理解普及のため、議員による手話での議論の様子をテレビ放映
- ・手話に関する正しい理解普及のため、手話を指導する教職員等に資格条件を設定
- ・石狩市の高等学校が実施している「手話語」カリキュラムの導入
- ・手話通訳者養成に係る事業委託費の増額
- ・県設置手話通訳者の派遣に関する「和歌山県意思疎通支援事業実施要綱」の見直し